

主題：ソーシャルワーカーにおける子どもアドボカシーのジレンマ

副題：独立アドボケイト制度化に至るイギリスの議論をめぐって

○日本女子大学大学院社会福祉学専攻博士後期・独立行政法人日本学術振興会特別研究員

氏名 栄留里美 (会員番号 7686)

キーワード3つ：アドボカシー, ジレンマ, 独立アドボケイト

1. 研究目的

ソーシャルワーカーにとって「アドボカシー」は1889年からのセツルメントを機に広がり、現在では中心的な技術及び原理として重視されている。その一方でイギリスでは児童福祉の中で90年代より「独立/専門アドボケイト」(Independent /Professional advocates)がNGOの活動によって設置されるようになり、2002年に児童法で制度化された。独立アドボケイトが広がった理由の1つは、施設内虐待から子どもを救済し、また防止するために独立したアドボカシー実践者を要したことである(栄留2011)。もう1つはソーシャルワークにおけるアドボカシー機能における限界やジレンマが認識されてきたことにある(Boylanら 2009:15)。本研究ではイギリスにおける先行研究を整理・分析し、児童福祉領域においてソーシャルワーカーのアドボカシーのジレンマを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

児童福祉領域のソーシャルワーカーのアドボカシー機能に関するイギリスの先行研究を整理分析し、考察を行う。

3. 倫理的配慮

本研究は文献及び資料研究である。先行業績、引用等について日本社会福祉学会の定める研究倫理指針を遵守する。

4. 研究結果

(1) ソーシャルワーカー一般が内包するアドボカシーに関するジレンマ

第1にアドボカシーの定義が曖昧で、ソーシャルワークの役割を「アドバイス、アドボカシー、ブローカー、調停、交渉」(バークレー報告)と区別していても、その差が分からなくなっている(Bull1989:53)。第2に、ソーシャルワーカーは組織に雇用されているがゆえに、利用者側に完全には立てない事情がある。第3に、「個人を代表して社会に対峙(弱者のケア)し、社会を代表して個人に対峙(規則違反者のコントロール)する」という分裂したアイデンティティもジレンマを生じさせる(Howe=2011:192)。第4に、イギリスでは近年、経営主義の考え方によって、何が必要とされているかということよりも、現にある社会資源を提供するだけに留まる傾向にあると指摘されている。

(2) 子ども観によって異なるアドボカシー概念の競合

アドボカシーの意味は多義的であり、対象者認識、ソーシャルワーク観に拠っている。Jenkins(1995)は、4つの子ども観(①おとなと両親の「所有物」としての子ども一子ども自身は権利を持たない・②保護を必要とする主体としての子ども③意思決定における参

加者としての子ども・④市民としての子ども)を示し,①と②に基づくアドボカシーを受動的(passive)アドボカシー,③・④を能動的(active)アドボカシーと名付けた(1995:36-7). 受動的アドボカシーとは,子どもは保護されるべき特別な存在であるという子ども観に立ち,福祉(welfare)を保障する立場である.他方は子どもの依存的な地位に挑戦し,子ども自身が行動を起こせるようにエンパワーするものである.このどちらの立場に立つかによって「アドボカシー」の意味は異なっている.とりわけヴァルネラブルな子どもたち(被虐待児,障害児等)に対する実践では,能動的アドボカシーではなく,受動的なアドボカシーに留まる傾向が強い.

(3) 最善の利益原則とアドボカシー原則のコンフリクト

行政などソーシャルワーカーが配置されている組織は「最善の利益」(Best interest)を志向している.この最善の利益原則は子どもに関わるすべての措置について「主として」考慮すべきこととして,1989年児童法1条,国連「児童の権利に関する条約」3条に規定されている.この最善の利益原則が子どもへの介入を正当化するのである.

国連子どもの権利委員会(2009)によれば原理上,「最善の利益」(子どもの権利条約3条)と「聴かれる権利」(同12条)は連動していてコンフリクトはないとする.しかし,最善の利益を原則にするソーシャルワーカーは,子どもが「最善の利益」にかなわない意向を示した時,子どもの意向を擁護することができない(Dalrymple1995:115).

5. 考察 このような背景から,最善の利益原則を採るソーシャルワーカーとは別に,子どもの意向を最大限尊重することを理念とする独立アドボカイトをイギリスでは法定化・制度化したのである.そのことにより,アドボカシーを十全に機能させ,「最善の利益」のもとづく受動的アドボカシーと拮抗・統合しようとしているものと考えられる.

文献 Boylan, J. and Dalrymple, J. (2009) *Understanding Advocacy for Children and Young People*, Open University Press.

Bull, M (1989) The social worker's advocacy role: a British quest for a Canadian perspective, *Canadian social work Review*, 6(1):49-68.

Dalrymple, J (1995) It's Not As Easy As You Think! Dilemmas And Advocacy, J. Dalrymple and J. Hough, eds, *Having a Voice, An exploration of children's rights and advocacy*, Venture Press, 105-122.

栄留里美 (2011) 「ウェールズにおける苦情解決制度と子どもアドボカシー」, 堀正嗣編著『イギリスの子どもアドボカシー —その制度と実際』明石書店, 131-144.

Howe, D (2009) *A Brief Introduction to Social Work Theory*, Palgrave Macmillan. (= 2011, 杉本敏夫監訳『ソーシャルワーク入門』, みらい)

Jenkins, P. (1995) Advocacy and the UN Convention on the Rights of the Child, J. Dalrymple and J. Hough, eds, *Having a Voice, An exploration of children's rights and advocacy*, Venture Press, 31-52.